

令和元年度 第 1 回恵庭市水と緑のまちづくり審議会（議事要旨）

日 時：令和元年 10 月 24 日（木） 14:00～15:10
場 所：市役所（3 階） 第 1 委員会室

出席者： 【委員】（9 名）

池永 允子・内倉 真裕美・内田 信一・大塚 武・岡本 浩一・下原 干城・
斉藤 浩二・豊田 栄・山口 裕美

【市】（7 名）

（副市長）北越 俊二・（企画振興部長）大槻 雄二・
（まちづくり拠点整備室長）岡田 貴裕・（建設部長）佐藤 恵次・
（建設部次長）高橋 英志（管理課主幹）高野 隆司・
（管理課主査）小川 貴弘

【事務局】（3 名）

（まちづくり拠点整備室主幹）後藤 昭悦・（まちづくり推進主幹）廣瀬 新・
（まちづくり推進課主査）岡田 洋一

【傍聴者】（0 名）

欠席者： 【委員】（3 名）

三浦 真吾・沼倉 健一・吉田 愛子

議事 1. 街路樹の再生指針（改定案）について（報告）

（建設部管理課より、街路樹の再生指針（改定案）について報告。）

（A 委員）

至るところに市民との協働という言葉が多く出てくるが、どういうことなのか。

例えば街路の植樹帯に植樹をして、その間に花を植えるように図では見えるが、市民が協同で花を植えることが一番重要と思う。町内会と市が半分ずつ協同し負担することになるのか、行政から苗を提供し市民が皆さんと一緒に植えるのが協同なのか、その部分がよくわからない。

（管理課）

協働のまちづくりを掲げていることから、行政だけではなく地域の人々と取り組んでいきたいと思っている。植栽については一部地域で実施しているが、強制ではなく空いている植樹帯に地先の方が植えて下さいということで行われている。今後は行政の負担の割合や、行政がどこまで出来るのか、花の幹旋や、地域の人からの要望について協議により決定したい。ただ強制するではなく、あくまでも行政と地域の方と一緒に取り組んでいきたいという方向性を示させて頂いている。

（B 委員）

市民との協働は大事であり、方向性という考えからするとそれでもいいかも知れないが、恵庭市の現状として、町内会の花壇の数も減少しているが、同時に町内会の能力も限界で、さらに植えて欲しいというのは困難ではないか。その場合の具体的な対応策と方向性について確認したい。

（管理課）

具体的な策は現段階では示す事ができない。地域によって差があるので実態に応じて相談しながら進めていきたい。また植樹帯が空いてきたので花を植えるという事はすぐには進めにくいというのがある。安

全対策としての剪定・間引きを始めたところであるが、市内全域の木を間引きするには、5～10年かかると考えている。進み具合をみてどういう範囲で協働できるのか、相談させて頂きたい。

(B委員)

資料Ⅲ-19に各種助成制度の記載があるが、花の町恵庭なので、いろんなところに花を植えていきたいという行政の考えがあるならば、購入時の助成1割は少なすぎる。また街路樹の維持管理については難しいことが多いと思うが、市の担当職員の中に説得できるくらいの専門知識を持った者を養成するつもりがあるのかを確認したい。

(管理課)

専門知識を持った担当の市職員がいることは望ましいが、市役所では人事異動がある。その中で昨年度から行っている専門業者の講習会を現地で行い、担当職員のノウハウ身につけているところである。

(C委員)

杜の都仙台で樹木の管理を聞いてきた時に、ただ植えるだけでなく、駄目になったものは取り除き、残すべきものは形良く剪定していくということを聞き、恵庭も同じように進んでいるということで、これは良いと感じた。

なお、落葉の問題について、清掃の日が年間行事のようにになっているので例えば除雪のように雪が降ったら出動するように、落ちたら出動することについて何か良い連携が取れたらと思う。落ち葉が落ちた時に、各自治会から市に連絡が入り、それが清掃することを回覧で周知されて、そして市の車が動くというように、SNSなどで連携し効率よくきれいにできる方法を考えていければいいと思う。

(A委員)

私の町内会でも年に3回、主に植樹帯の清掃がある。その後に、近所の人に袋を配布して清掃のお願いをしてもなかなか浸透しない。そのため、この時期に一度清掃車が動くことなどを考えて頂きたい。

また植樹帯に花を植える件で、1年草だけを考えているのか、宿根草を置いてその後に1年草を彩りよく植えるのか、そうすることで経費の削減になるのでいいかと思う。

そして資料Ⅰ-15で、剪定した枝を配布しているとの記載があるが、取りにきたらいくらということは出来ないのか。あと木はすべて切って配布なのか、欲しい人は自分で切って持っていくのか。

(管理課)

剪定木については、運搬時に積み込んだ状態の大きさであり、配布希望者が必要な大きさに自分で切っている。

(A委員)

また下水汚でい肥料のように手数料いただくと、少しは還元できるのではないかと思ったところである。

(佐藤部長)

手数料については、常駐する職員が現金を取り扱う事になるため、無償としたほうが市民還元になると考えている。下水汚でい肥料については市が民間業者に委託して製品を買い取っているのので、最低200円を費用分として回収している状況である。

(D委員)

指針の前半部分は整理されていて、分かりやすかった。

質問の一点目は、資料Ⅰ-19の見本剪定木の整備で、わざわざ強剪定をしないとならないのかという疑問がある。強剪定の従前箇所と見本剪定箇所を比較する意図を確認したい。

二点目の質問は、この再生指針はどのように市民に周知するのか、その際に市民・町内会と業者をお願いしたい作業内容と実施者がわかるような星取り表みたいなどころがあるとわかりやすいのではないかとと思うが、その辺を工夫できる余地はあるのかを伺いたい。

(管理課)

見本剪定木について、従前から市としては強剪定をする樹木が多数存在しており、その中で見本剪定木として見て頂く予定の箇所は、恵み野駅前通りと図書館の付近としております。実際の強剪定と景観剪定との差が分かるような比較として見せて、感じて頂きたいところである。

周知方法は審議会や議会を通しましたら、市のホームページ、町内会連合会、町内会で周知徹底していきたいと考えている。

(D委員)

全市民に周知を対象とすることで捉えてよろしいのでしょうか。

(管理課)

広報には平成31年2月号では、景観剪定や今後の樹木の除去について広報で説明をしているところである。

作業内容と実施の種類（星取り表）については、部内で調整を取り掲載を考えさせて頂きたい。

(大槻部長)

指針を作成するに当たり、平成29年2月号にきっかけを始めて広報で示したところであり、平成30年2月号のどのような動きで指針が作成されているかを示しており、そして平成31年2月号の広報ではマニュアルが策定されたとのことで、流れについて随時広報で周知をしているところであることから、最終的には完成時に概要版を作成して広報やホームページにも周知することで検討している。

(D委員)

作業内容は、掲載してもらおうと、自分がどの分野に積極的に関わられるかの参考になるため、前向きに検討してほしい。

(E委員)

資料Ⅰ-9について、8,500本から6,800本までに街路樹を少なくするということは、それだけ植樹枠が空くということなのか。そこに出来れば花を植えたいということなのか。1,300本を5年に1回の管理を先に考えた際に、6,800本は伐採してもいいという本数を調べたら、この本数になったということなのか。

(管理課)

現在、全体では8,500本存在しているが、安全管理の面から除伐すると約2割は無くなると思われる。その本数を加味したものである。

(E委員)

伐採後の抜根の問題は解決できるのか。

(管理課)

本来は間引きとともに抜根が出来れば望ましいが、多くの根が歩道まで根が出ており、歩道を大きく壊さなければ抜根できない状況である。現在は歩道の補修・改修時に抜根することが効率的であると考えているところである。それまでは切り株について低く残すのか高くして残すのか、様々な工夫をしていく必要がある。今後も様々な解決方法を考えていきたい。

(E委員)

根を取る考えをせず、プランターと埋め込むなど、活用できる方法があれば良いと思う。または子どもたちや市民にアイデアを貰うことで、何かいい方法が出るかも知れないと思う。

(C委員)

伐った後に植えた花は生育が良いことから、切株が見えなくなるので対策になると思う。

(管理課)

貴重な利用方法などのご意見を頂いたことから、今後の参考にさせていただきたい。

(F委員)

資料Ⅰ-19の見本剪定木について、強剪定をするとどんどん樹形や生育が乱れてしまうことから、その後の状況を市民も含めて見てもらい、評価検討委員会などで適切に進んでいるかについて、毎年して修正をしながら、街路樹づくりをできたらと思う。

(管理課)

現在も安全対策と併せて取り組みながら対応をしており、色々な意見をいただいている。それらを蓄積しながら改善できるものすぐにできるように行っていくので、今後とも参考にさせていただく。

(G委員)

資料Ⅰ-15について、除伐で終わりにならないように、無くなっても街路樹づくりを考えるという内容にできないのか。

(管理課)

基本的に樹を失くすものでなく、安全対策上に取り除くものであり、樹種や配置の変更をして適正に管

理していくものと考えている。

(佐藤部長)

資料Ⅰ-12では、除伐を考えているところは、交差点から10m付近や間隔が狭いところは切るというようにしている。路線全体で植樹帯を無くすことではなく、危険な箇所は切り、込み合っているところは間引くという考えである。また歩道が狭く車いすが通行できない等について切ることも検討することがあるが、基本的には街路樹を残すということで進めていくところである。

(H委員)

4年がかりで作られたことに、まずはお疲れ様と言いたい。

毎年の見直しは必要であるが、次の5年後には現在の人がいなくなることを踏まえ、流れがわかるようにしておいて頂きたい。

また、資料Ⅱ-8や資料Ⅲ-1について、次回の改訂時には選定方法が分かるように、写真と事例を入れてほしい。目標樹形と言うのが言葉で終わってしまう恐れがある。

あと、資料Ⅰ-5街路樹の機能において「人の生に対する機能」が抜けている。とても大事なことなので追加してほしい。

これらは、「街路樹が都市をつくる」という本に書かれていたことである。剪定の方法のことも書かれているので、参考にして頂きたい。

(B委員)

この再生指針は皆さんの意見で上手くできたのではないかと思う。細部はまだ問題があるかと思われるので、機会あるごとに、都度微調整しながらいい方向にできたらと思う。

(その他についてまちづくり拠点整備室(事務局)より説明)

他に全体を通して何かないか。

※委員より意見なし

(会議終了)